

『障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律に基づく職員の対応に関する要領』 を改正しました

令和6年4月1日より、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）の一部を改正する法律が施行されました。

これを受け、伊賀市における職員対応要領を改正しましたので、お知らせします。

障害者差別解消法改正の概要

- ①国及び地方公共団体の連携協力の責務の追加
- ②事業者による社会的障壁の除去の実施に係る必要かつ合理的な配慮の提供の義務化
- ③障害を理由とする差別を解消するための支援措置の強化

職員対応要領改正のポイント

- ・「不当な差別的取り扱い」「合理的配慮の提供」についての**具体例が充実**しました。
- ・**事業者**に対する「合理的配慮の提供」の**義務化**を受け、関連部分を変更しました。（「委託条件への合理的配慮の提供を盛り込むよう努めること」の文言削除）
- ・合理的配慮の考え方の中の、**建設的対話**の説明や必要性を追加しました。
- ・**内部規則**や**マニュアル**作成の有効性について追加しました。など...

☆障害者差別解消法の概要や障害特性ごとの「合理的配慮の提供」に関する事例等を知りたい方はこちら

障害者の差別解消に向けた理解促進ポータルサイト

<https://shougaisha-sabetukaishou.go.jp/>



担当：伊賀市健康福祉部
障がい福祉課
☎ 0595-22-9657
✉ shougai@city.iga.lg.jp